

大学共同利用機関法人人間文化研究機構の研究教育職員の任期に関する規程

平成19年 3月26日
規程第118号
平成20年 3月28日改正
平成21年 9月 9日改正
平成25年 3月26日改正
平成27年 8月21日改正
平成29年 3月27日改正
令和 元年12月 9日改正
令和 3年 6月14日改正

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第6条により準用する同法第5条第2項の規定に基づき、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）の研究教育職員の任期について定めることを目的とする。

(任期を定めうる組織)

第2条 各機関における法第4条第1項第1号に掲げる組織に該当する組織は、機関の運営会議の議に基づき、機関の長が定めるものとする。

(任期を定める場合)

第3条 次の各号に掲げる研究教育職員の職に任用する場合には任期を定めるものとする。

- 一 助教
- 二 機関の運営会議の議に基づき、機関の長が、機関の目的達成のため任期を定めることが適切と認める職

(任期の期間)

第4条 前条の任期は、機関の運営会議の議に基づき、機関の長が定めるところによる。ただし、前条第1号に掲げる職については5年、前条第2号に掲げる職については10年を超えてはならない。

- 2 前条第1号に掲げる職員が当該任期中に、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則第19条第1項第1号に定める休職となった場合又は大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の勤務時間及び休暇等に関する規程第20条第1項に定める病気休暇、同規程第21条第2項第6号に定める産前休暇、同項第7号に定める産後休暇、人間文化研究機構職員の育児休業等に関する規程第4条に定める育児休業若しくは、人間文化研究機構職員の介護休業等に関する規程第4条に定める介護休業を取得した場合には、前項ただし書きの規定にかかわらず、10年を超えない範囲内で、当該休職、休暇及び休業期間に相当する期間を延長することができる。
- 3 第1項ただし書き及び前項の規定にかかわらず、労働契約法第18条により機構における有期雇用職員として通算される期間がある場合には、契約期間が10年を超えることはできないものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程における通算契約期間の取扱いは法令等に定めるところによる。

(再任)

第5条 任期を定めて任用された研究教育職員は、機関の運営会議の議に基づき、機関の長が必要と認めるときは、前条の上限の範囲内で任期を定めて再任することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号に掲げる職については、機関の長が特別の必要があると認めるときは、機関の運営会議の議に基づき、機構長の承認を得て、労働契約法第18条により機構における有期雇用職員として通算される期間が10年を超えない範囲内で任期を定めて再任することができる。

(定年による任期の末日)

第6条 任期を定めて任用する場合の任期(前条による再任の場合の任期を含む。)の末日は、定年退職日までの範囲内で定めるものとする。

(任期付任用の同意)

第7条 第2条から第6条までの規定により、任期を定めて研究教育職員を任用する場合には、当該任用される者の同意を得なければならない。

(任期途中の退職)

第8条 任期を定めて任用された研究教育職員は、当該任期中(当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く。)であっても、その意思により退職することができるものとする。

(規程の公表)

第9条 この規程は、機構のホームページへ掲載する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に新たに採用される者について適用する。
- 2 この規程の施行日において、任期を付されず在職する助手を助教に任用する場合は、第3条の規定にかかわらず、任期を付さないことができる。
- 3 この規程の施行日において、任期を付された職に在る者を当該職に相当する新たな職に任用する場合には、第4条の規定にかかわらず、従前の任期の残任期間を任期として付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、同日以降に新たに採用される者について適用する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の本規程(以下「旧規程」という。)により、任期を付されて任用されている研究教育職員のうち、この規程の施行日以降も引き続き任期を付されて

在職する研究教育職員又は平成２０年４月１日付けで再任される研究教育職員の再任に関する事項については、旧規程を適用する。

- 3 この規程の施行前に旧規程により既に選考を終了した者及び選考手続が進行中の者については、旧規程を適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成２１年１０月１日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、独立行政法人国立国語研究所（以下「旧国語研」という。）に在職しており、旧国語研の解散により施行日において機構国立国語研究所に身分を承継された職員で助教となった者には、第３条の規定にかかわらず、任期を付さないことができる。

附 則
この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則
この規程は、平成２７年８月２１日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則
この規程は、令和元年１２月９日から施行する。

附 則
この規程は、令和３年６月１４日から施行する。